

V 産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

1 地産地消により農業の活性化を目指す	91
2 町の産業を活性化し、新たな産業の誘致・育成を進める.	93
3 魅力ある市街地を整備する	95
4 緑豊かなうるおいのあるまちをつくる	97
5 美しい街並み景観のあるまちをつくる	99
6 安心して通行できる道路網を整備する	101
7 公共交通の利便性を高める	103
8 安定した水道の供給と下水の的確な処理を進める	105



V 産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

1 地産地消により農業の活性化を目指す

地産地消による農業の活性化を目指し、担い手農家の育成や生きがい農業を推進し、町の特産品となる農産物・加工品の開発・普及を進め、農産物直売施設の充実や学校給食等での利用促進を図るとともに、農地の有効活用などを促進します。

現状・課題

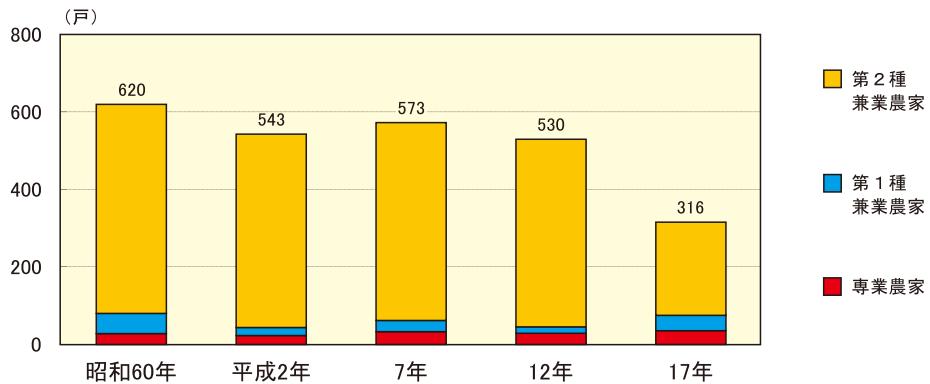
本町は、名古屋市の近郊でありながら、豊かな自然に恵まれ、米作を中心とした農業が町内全域で営まれています。しかし、本町を始め、わが国では、農業従事者の高齢化や担い手不足、安価な外国産農作物との競合などもあり、食糧自給率が低下し、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような中、農業を経営的に成り立たせるためには、担い手農家の育成と農地利用の集約化、農産物の特産品やその加工品の開発、地産地消を推進する農産物の直売などを展開していく必要があります。

増加する耕作放棄地に対しては、新規就農者への利用権設定を進め、定年退職者のための生きがいとして、農業に従事する場を提供することも検討する必要があります。

また、本町の農家は兼業農家が大多数であり、農業経営の安定を図るため、農業と他産業との調和のとれた土地利用が求められています。

■専業・兼業別農家数の推移



10年後の姿

- 担い手による効率的な農業が営まれ、農産物直売所には地元の農作物や特産品があふれ、学校給食にも町内産の農産物が多く使われるなど、町民が日常的に地元の食材を利用しています。
- 生きがいとしてのレクリエーション農業が町内各所で行われています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
地産地消の推進に満足している町民の割合	%	11.4	17.0	22.0
農業の活性化対策に満足している町民の割合	%	7.5	13.0	18.0
地元の農産物を購入したいと思っている町民の割合	%	52.7	58.0	63.0
認定農業者数	人	6	8	10
農学校受講者数（1年間）	人	17	20	25

施策の体系

- 地産地消により農業の活性化を目指す
- （1）担い手及び新規就農者の育成
 - （2）生きがい農業の実践
 - （3）特産品の開発
 - （4）地産地消の推進

施策の展開方向

（1）担い手及び新規就農者の育成

【拡充】

- ◇ 地域の担い手等への農地の利用集積、拡大を進めます。★
- ◇ 農業経営が効率的に行われるよう支援します。★
- ◇ 農学校を運営し、新規就農者を育成します。★

（2）生きがい農業の実践

【継続】

- ◇ 農学校を通じて、定年退職者等多様な農業者を育成します。★

（3）特産品の開発

【継続】

- ◇ 農産物の特産品を開発し、農業の活性化を図ります。

（4）地産地消の推進

【継続】

- ◇ 学校給食の食材選定に当たっては、できる限り地元食材を活用します。
- ◇ 地産地消を推進するため、農産物直売所の設置を進めます。★

協働によるまちづくりの考え方

農学校を運営することにより、町民が農業と関わる機会を設け、担い手の育成や生きがい農業の展開を進めます。また、町民、地元事業者、各種団体、行政等が協力しながら、特産品やその加工品の開発・PRを進めます。

町民の行動指針

- ◇ 農学校に参加するなど、農業に関心を持ち、生きがい農業を実践します。
- ◇ 積極的に地元の農産物を購入します。

行政の行動指針

- ◇ 農学校の運営など、担い手や新規就農者を育成できる環境づくりを進めます。
- ◇ 地元農産物を使った特産品の開発・PRや地産地消を進めます。

関連計画

- ◆ 東郷町農業振興地域整備計画

V 産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

2

町の産業を活性化し、新たな産業の誘致・育成を進める

地域に根ざした産業の振興を目指し、既存産業の活性化を図るとともに中小企業における技術革新、新たな雇用を創出する新たな産業の誘致・育成、コミュニティビジネスを担うNPO等の育成、地元の購買力を高める商業施設の立地促進などを進めます。

現状・課題

本町の商業は、これまで地域特性に応じたまちづくりを進めてきた結果、町の中心となる場所が形成されず、商業施設はロードサイドや郊外に点在している状況になっています。魅力ある町にするためには、商業施設や娯楽施設が集積した町の中心核を形成し、町のにぎわいを創出していくことが必要です。

一方、町内企業の拡張や企業誘致に向けて、新たな工業用地の創出が必要です。加えて、地域にある資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して地域の課題解決、産業振興等に取り組むコミュニティビジネスを担うNPO等の支援も求められます。

また、地域に根ざした産業振興のために、農商工の連携による特産品開発委員会を設置し、ローゼル^{注1}を使った商品を始めとする特産品を開発していますが、今後はそれらの商品化に向けた取組みが必要です。

10年後の姿

- 商業施設が集積した中心核が形成され、町民でにぎわっています。
- 既存産業の育成及び新たな産業拠点の形成により新たな雇用が創出され、定住人口が増加しています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
働く場や機会に満足している町民の割合	%	5.6	11.0	16.0
商工業の活性化対策に満足している町民の割合	%	5.8	11.0	16.0
新しく誘致できた企業数	社	0	3	6

施策の体系

町の産業を活性化し、
新たな産業の誘致・育成を進める

- (1) 商業施設の立地促進
- (2) 町内企業の拡張及び新たな産業の誘致・育成
- (3) 特產品の商品化への支援
- (4) 新たな産業を担うNPO等の育成

施策の展開方向

(1) 商業施設の立地促進

【継続】

- ◇ 春木・和合地内における新たな区画整理事業により、商業用地を創出し、商業施設を誘致します。★

(2) 町内企業の拡張及び新たな産業の誘致・育成

【継続】

- ◇ 諸輪東部地区などに新たな産業拠点の形成を誘導するため、工場の誘致、工業系土地利用の推進に向けて、情報発信、優遇措置等を検討します。★
- ◇ 既存産業の振興を図るため、国や県の施策と連携しながら、新技術・新製品開発などの技術革新の支援、次世代産業への参入の支援を行います。

(3) 特產品の商品化への支援

【新規】

- ◇ 商工会、農協、農業者等と連携し、現在開発している特產品を商品化し、町の主要な小売店及び全国に販売できるシステムを検討します。

(4) 新たな産業を担うNPO等の育成

【新規】

- ◇ 新たな産業としてのコミュニティビジネスを担うNPO等を育成します。★

協働によるまちづくりの考え方

新たな産業拠点の形成に向けて、計画段階から説明会を開催するなど、商工会や農業団体を含む地域住民の理解を得ながら進めます。

町の資源を見つめ直し、新たな特產品の開発を協働で行います。

町民の行動指針

- ◇ 地元説明会などに積極的に参加します。
- ◇ 地元の魅力を見つめ直します。

行政の行動指針

- ◇ 町の資源を見つめ直し、町のPRに努めます。

用語解説

注1 ローゼル：アオイ科一年生作物。アジア、アフリカなどの熱帯地域に生育、初夏開花、がくと苞(ほう)は肥厚して赤く熟し、酸味があって、生食のほかジャム・ゼリー・酒とする。

V 産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

3 魅力ある市街地を整備する

いつまでも住み続けたい魅力ある市街地の形成を目指し、計画的な土地利用の誘導と都市基盤整備による市街地の整備、集落地などの住環境の改善、良質な住宅・宅地の整備などを進めます。

現状・課題

本町では今まで、地域特性に応じたまちづくりを進めてきました。その結果、町の中心となる場所が形成されず、市街地が分散する町となっています。いつまでも住み続けたい魅力ある町とするためには、無秩序な宅地開発を規制するとともに、中心となる市街地を形成していく必要があります。

また、本町が都市としての持続性を高めるためには、働く場の確保も重要になります。そのため、名古屋都市圏に属し、広域交通へのアクセスが容易といった本町の特性を生かし、自然環境と調和した産業拠点を形成する必要があります。

一方、火葬場については主に名古屋市や知立市、豊田市などの施設を利用しておらず、また、墓地は町内各地に点在している状況にあります。これらの施設は、今後の需要に注視し、新規整備について考えていく必要があります。

10年後の姿

- 町の郊外では豊かな自然に恵まれ、町の中心部では、町民が憩い、交流し、にぎわいがあふれています。
- 都市基盤の整備が計画的に進められ、町民が安心して住み続けられるまちになっています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
開発による住宅地の整備に満足している町民の割合	%	12.6	18.0	23.0
東郷町が住みやすいと感じている町民の割合	%	62.6	68.0	73.0
住居系市街化区域面積	ha	505	545	555

施策の体系

- 魅力ある市街地を整備する
- (1) 秩序あるまちの形成
 - (2) 中心核^{注1}の形成
 - (3) 新たな産業拠点の形成
 - (4) 墓地・火葬場の整備

施策の展開方向

(1) 秩序のあるまちの形成

【継続】

- ◇ 土地の合理的かつ有効適切な利用の調整を図ります。
- ◇ 集落地の住環境の改善を図るため、公共施設の整備・誘導を図ります。

(2) 中心核の形成

【継続】

- ◇ 土地区画整理事業により、中心核の形成を誘導します。★

(3) 新たな産業拠点の形成

【継続】

- ◇ 諸輪東部地区などに新たな産業拠点の形成を誘導します。★

(4) 墓地・火葬場の整備

【継続】

- ◇ 今後の動向に応じ、広域的な観点も考慮しながら墓地や火葬場の整備のあり方を検討します。

協働によるまちづくりの考え方

土地利用に関する計画は、町民参画等により町民の意見を踏まえて策定します。

町民の行動指針

- ◇ 地区のまちづくりについて、地区で話し合いをします。
- ◇ 土地利用に関する計画等の策定に参画し、積極的に提案などをします。

行政の行動指針

- ◇ 土地利用に関する計画の策定などの際は、情報提供とともに町民に計画策定への参画や意見を求めます。

関連計画

◆東郷町都市計画マスターplan^{注2}

用語解説

^{注1}中心核：町民が憩い、交流し、にぎわいあふれる町の中心部（商業業務機能や娯楽機能、文化・レクリエーション機能等の集積する町の中心部）。

^{注2}東郷町都市計画マスターplan：本町の都市計画の総合的な指針。

V 産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

4

緑豊かなうるおいのあるまちをつくる

緑豊かなうるおいのあるまちを目指し、良好な緑や里山の保全、公園・緑地の整備と維持管理、公共施設や民間施設における緑化、水と緑のネットワークづくりなどを進めます。

現状・課題

市街地の自然環境が減少する中、区画整理や地区計画に合わせ、平成12年から261ha、6箇所の都市計画公園を新たに整備してきました。しかし、近年の人口増加に伴い、町民一人当たりの公園面積は5.14m²/人（平成12年）から5.15m²/人（平成21年）とほぼ横ばいで、県全体の数値を下回っています。そのため、引き続き公園を整備していくことが必要となっています。また、経年による公園施設の老朽化も課題となっています。

公園の整備に当たっては、地域住民によるワークショップ形式により計画を策定し進めてきました。また、地域の公園は地域できれいにしようという愛護の姿勢が見られ、平成22年度より公園愛護会^{注1}制度を始めており、緑化や自然環境保全に対する意識も高まりつつあることから、地域での身近な緑のまちづくりを進めていく必要があります。

水と緑のネットワークづくりとしては、町民参加による東郷町グリーンベルト構想^{注2}を策定し、その実現に向けて官民協働により進めてきましたが、整備推進には多大な費用が必要で、近年の厳しい町財政の中、整備が進んでいないのが現状です。

10年後の姿

- 子どもから高齢者まで誰もが遊び、集える公園が身近な場所にあり、町民に親しまれ、地域と行政が協働しながら公園の手入れを行っています。また、安全で安心して利用することができ、町民に喜ばれる魅力あふれる公園となっています。
- 水と緑のネットワークづくりを目指し、東郷町グリーンベルト構想の実現に向けて、整備を進めています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
公園や緑地の整備に満足している町民の割合	%	31.6	37.0	42.0
近くの公園や広場などを利用している町民の割合	%	21.7	27.0	32.0
公園愛護会登録団体数	団体	制度開始	14	28

施策の体系

- 緑豊かなうるおいのあるまちをつくる
- (1) 公園・緑地の新規整備及び既存公園の適正な維持管理
 - (2) 緑化の推進
 - (3) 水と緑のネットワーク構想の推進

施策の展開方向

(1) 公園・緑地の新規整備及び既存公園の適正な維持管理 【継続】

- ◇ 協働による地域密着型の公園・緑地を整備します。★
- ◇ 既存公園の適正な維持管理を行うとともに、地域のボランティアなどに公園愛護思想の普及を進めます。★
- ◇ 維持管理について、指定管理者制度の導入を検討します。
- ◇ 子どもから高齢者まで誰もが楽しめる施設整備を図ります。★

(2) 緑化の推進 【継続】

- ◇ 緑豊かな街並みを形成するため、公共施設や公共空地の緑化を推進します。
- ◇ 民有地の緑化を推進するため、町民の緑化運動の推進と自然環境保全意識を向上させます。
- ◇ 緑の募金運動を拡充します。
- ◇ 植樹活動を展開します。

(3) 水と緑のネットワーク構想の推進 【継続】

- ◇ 財政状況に応じて、整備を推進します。
- ◇ 推進に向け、河川管理者や愛知用水など関係機関と調整を図ります。

協働によるまちづくりの考え方

町民に愛され、利用される公園として整備していくために、計画段階から地域住民やNPO、地域団体が参画するとともに、公園の維持管理についても協働で進めます。

町民の行動指針

- ◇ 地域住民合意のもと、地域の特性に合った計画、要望を進言します。
- ◇ 積極的に町や地域の活動に参加します。

行政の行動指針

- ◇ 公園の整備計画には、町民や地域の意見を積極的に反映します。
- ◇ 適正な指導助言をし、円滑な事業運営を図ります。

関連計画

- ◆ 東郷町都市計画マスタープラン
- ◆ 東郷町緑の基本計画
- ◆ 東郷町グリーンベルト構想

用語解説

^{注1}公園愛護会：町が管理する公園等の美化及び施設の維持・管理などの愛護活動を実施する団体（登録制）。

^{注2}東郷町グリーンベルト構想：第4次総合計画策定のための「まちづくりフォーラム21」からの提案で、愛知池、前川、境川の水辺と、その周辺に広がる緑と田園を、町民みんなで育て守っていくことを基本に、より具体的な展開に向けた基本的な考え方や、保全・整備のモデル計画。

V 産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

5 美しい街並み景観のあるまちをつくる

魅力ある美しい街並み景観の形成を目指し、主要な公共施設や町の顔となる拠点地区の景観整備、地域住民による住宅地の街並み形成、歴史的環境や樹木などの保存、農地の景観保全などを進めます。

現状・課題

本町の既存集落では、諸輪や和合などで高度地区^{注1}を定め、高層建築物を規制することによって、低層でゆとりとうるおいのある街並み景観の形成を図ってきました。また、古くからの集落地では、豊かな樹林に囲まれた社寺や路地など、昔からのたたずまいを残す伝統的な風景が残っています。

一方、農地については、農業の担い手不足から耕作放棄地が増加し、景観上、好ましくない状況も見受けられます。

そのため、魅力ある美しい街並みを形成していくためには、ゆとりとうるおいのある住宅地の街並み形成や、本町の歴史を感じることのできる社寺・路地などの街並みの形成・誘導、農地の景観保全を考えていく必要があります。

10年後の姿

- 市街地にはゆとりとうるおいのある住宅地が広がり、古くからの集落地では、豊かな樹林に囲まれた社寺や路地など、昔からのたたずまいを残す伝統的な風景が保全され、郊外には、青々とした農地が広がっています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
町民農園開設箇所数（個人開設）	箇所	2	4	6

施策の体系

美しい街並み景観のあるまちをつくる

- （1）住宅地の街並み形成
- （2）農地の景観保全
- （3）良好な景観の維持

施策の展開方向

（1）住宅地の街並み形成

【拡充】

- ◇ 地区の特性に合わせ、地区計画制度などを活用し、住宅地などのゆとりある景観の形成を推進します。
- ◇ 町民主体による公園コンクールの実施等、町民パワーを活用した美しい街並みづくりを検討します。

（2）農地の景観保全

【拡充】

- ◇ 耕作放棄地を利用した農園の開設を支援します。★
- ◇ 市街化区域の遊休農地について、所有者に草刈等適正な維持管理を周知するとともに、周囲の環境に適合した都市的土地区画整理事業を推進するよう啓発します。★

（3）良好な景観の維持

【拡充】

- ◇ 良好的な景観を維持するため、屋外広告物条例で定める大きさ・デザインとなるよう指導に努めます。また、違反屋外広告物の簡易除去やパトロールを充実させます。
- ◇ 伝統的風景や古木・大樹などの維持・保存活動を支援します。

協働によるまちづくりの考え方

地区の要望等を確認しながら、地域の特性に応じ、美しい景観を保全・創出します。

地域の農業者等と協力して耕作放棄地の解消を目指します。

町民の行動指針

- ◇ 美しい景観の保全をすべき区域などについて、地区で話し合い、要望や提言をします。
- ◇ 土地利用などの際は、景観に配慮します。
- ◇ 耕作放棄地を解消するように、地域で話し合い対策を講じます。

行政の行動指針

- ◇ 地区等から景観保全などの要望や提言があった際は、地区の特性に応じた計画等を協議します。
- ◇ 地域活動に対して支援します。

用語解説

^{注1}高度地区：建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている地区。

V 産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

6 安心して通行できる道路網を整備する

地域内における自動車交通の円滑化と歩行者の安全な通行が確保された道路網の確立を目指し、未整備幹線道路の整備、歩道や歩行者・自転車道の整備、安心して歩行できる道路の整備などを進めます。

現状・課題

本町の都市計画道路は、土地区画整理事業等を中心に整備を進め、整備率^{注1}は行政区域で60.9%、市街化区域内で85.7%となっています。また、整備水準は2.01 km/km²で、県平均の1.86 km/km²より高い水準となっています。しかし、計画密度は2.35 km/km²で、県が示す市街化区域の密度の目標の4.0 km/km²より低く、今後も道路整備を推進していく必要があります。

本町には狭くて緊急車両が通行できない生活道路や、交通量が多く渋滞が発生しやすい交差点、歩道がない主要道路もあります。狭小道路の解消や交差点の改善、歩道整備を行い、暮らしやすい道路、安心して歩ける道路の整備が求められています。

幹線道路の舗装が老朽化に伴い修繕時期を迎えていましたが、財政的な制約から修繕が進んでいないのが現状です。そのため、優先的に整備を図る路線や費用対効果の検討など、効率的な事業の推進が必要となっています。

■都市計画道路整備状況

名称	車線数	幅員(m)	行政区域内					市街化区域内					
			延長	整備済	暫定供用	整備率(%)		延長	整備済	暫定供用	整備率(%)		
						整備済	済+暫定				整備済	済+暫定	
国道153号バイパス線	8	40	3,320	3,320	0	0	100.0	100.0	860	860	0	0	100.0
瀬戸大橋東海線	4	22	3,930	3,930	0	0	100.0	100.0	1,750	1,750	0	0	100.0
名古屋三好線	2	16	4,320	2,780	780	760	64.4	82.4	2,120	1,280	780	60	60.4
名古屋春木線	2	16	3,500	0	0	3,500	0.0	0.0	340	0	0	340	0.0
豊田東郷線	2	16	3,090	1,420	980	690	46.0	77.7	1,490	930	150	410	62.4
御岳諸輪線	2	16	1,000	220	0	780	22.0	22.0	220	220	0	0	100.0
愛知池線	4	20	2,020	2,020	0	0	100.0	100.0	1,360	1,360	0	0	100.0
兵庫三ツ池線	2	16	770	770	0	0	100.0	100.0	770	770	0	0	100.0
清水岩ヶ根線	2	12	770	770	0	0	100.0	100.0	770	770	0	0	100.0
藤坂清水線	2	12	1,250	1,250	0	0	100.0	100.0	1,250	1,250	0	0	100.0
上鏡田兵庫線	2	12	1,200	1,200	0	0	100.0	100.0	1,200	1,200	0	0	100.0
日進三好線	4	30	2,300	0	0	2,300	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0
豊田知立バイパス線	4	30	2,200	1,040	1,160	0	47.3	100.0	0	0	0	0	0.0
東郷三好線	2	20	1,700	360	0	1,340	21.2	21.2	0	0	0	0	0.0
合計			31,370	19,080	2,920	9,370	60.8	70.1	12,130	10,390	930	810	85.7
整備水準(km/km ²)									2.35	2.01	0.18	0.16	93.3

*市街化区域内外別の整備済、暫定供用、未整備の延長は図上計測による数値を按分して求めています。

※整備水準：市街化区域面積516haに対する市街化区域内の計画延長、整備済延長(km/km²)

10年後の姿

■ 都市計画道路が整備され、町内外のアクセスが容易になり、生活道路には段差のない歩行者にやさしい歩道が整備され、町民が快適な日常生活を送れるまちになっています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
道路の整備に満足している町民の割合	%	23.5	29.0	34.0
歩道境界の段差解消箇所数	箇所	4	28	48
通学路総点検実施小学校区数	地区	2	6	6

施策の体系

安心して通行できる道路網を整備する

- (1) 都市計画道路の整備
- (2) 歩行者にやさしい道路整備
- (3) 暮らしやすい道路の形成
- (4) 幹線道路の整備

施策の展開方向

(1) 都市計画道路の整備

【継続】

- ◇ 土地区画整理事業に合わせ、都市計画道路名古屋春木線を整備します。

(2) 歩行者にやさしい道路整備

【拡充】

- ◇ 安全に歩行者が通行できるように歩道、道路の整備を促進します。★
- ◇ 歩行者が安心して通行できるように歩道の縁端部の段差解消を促進します。★
- ◇ 通行に支障がある箇所を把握するため、小学校区単位で交通安全総点検を実施します。★

(3) 暮らしやすい道路の形成

【継続】

- ◇ 狹小道路の解消のため、地区計画道路の整備を推進します。★
- ◇ ボトルネック^{注2}交差点を改善します。★
- ◇ 自転車専用道や専用通行帯を整備します。★
- ◇ 計画的に舗装を修繕し、ライフサイクルコスト^{注3}の縮減に努めます。
- ◇ 夜間の道路交通の安全確保のため、道路照明灯の定期的な点検に努めます。

(4) 幹線道路の整備

【継続】

- ◇ 自動車交通を円滑にするため、関係機関に整備促進の要望を積極的に行います。
- ◇ 計画道路の整備については、優先順位や費用対効果を考慮して実施します。

協働によるまちづくりの考え方

円滑な道路整備事業の推進に向け、利害関係者等と合意形成を図ります。

また、道路の点検活動に町民、学校、関係機関が積極的に参加できるようにします。

町民の行動指針

- ◇ 道路の愛護活動に参加します。
- ◇ 点検活動に積極的に参加します。
- ◇ 路上駐車をしません。
- ◇ 車の路上放置をしません。

行政の行動指針

- ◇ 道路の適切な維持管理に努めます。
- ◇ 安全に歩行者が通行できるように通学路の点検活動を実施します。
- ◇ 町民による道路の愛護活動を支援します。
- ◇ 路上放置車両の速やかな処理に努めます。

関連計画

- ◆ 東郷町都市計画マスタープラン

用語解説

^{注1} 整備率：計画延長に対する整備済延長の割合。

^{注2} ボトルネック：渋滞の原因となっている箇所。

^{注3} ライフサイクルコスト：道路施設に係る生涯コストのこと。初期建設費+維持管理費+解体撤去費をトータルして考えたもの。

V 産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

7 公共交通の利便性を高める

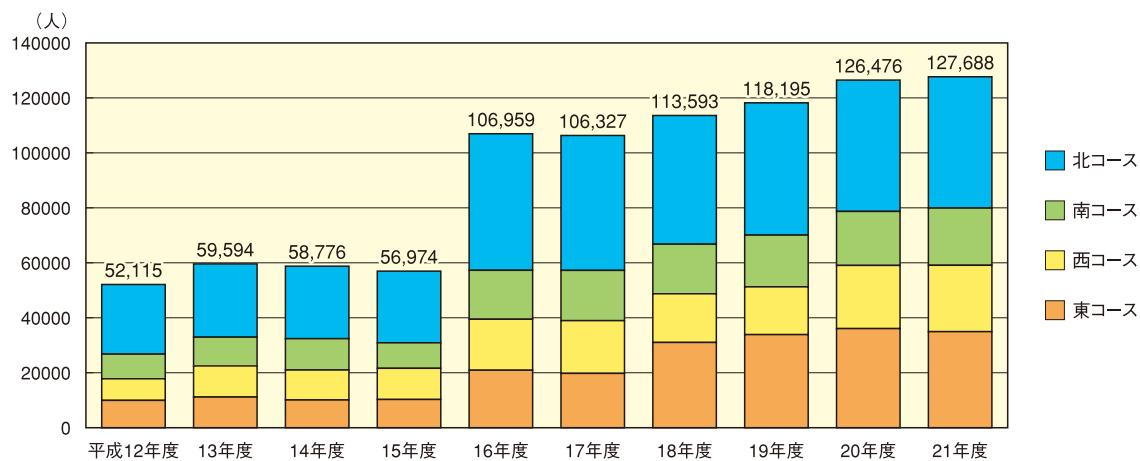
誰もが利用しやすい公共交通の確立を目指し、路線バスの充実、周辺市と連携した巡回バス（じゅんかい君）の充実と利用促進、過度に自家用車に頼らないためのエコ通勤の促進などを進めます。

現状・課題

鉄道機能がなく公共交通機関の弱い本町において、バスが唯一の公共交通機関であり、バスの役割は非常に大きなものとなっていますが、町民のニーズに十分対応できていないのが現状です。そのような状況で、巡回バスの充実と利用促進を中心とした公共交通機関の整備は、特に重点的に取り組むべき課題となっています。その他にも、デマンドバス^{注1}・タクシー等での代替の交通手段の確保も必要とされています。

また、近隣市の鉄道駅、病院、公共施設等へのアクセスとして、巡回バスの連携、広域的な交通手段についても充実させる必要があります。

このような課題を地域公共交通会議や法定協議会で検討し、公共交通の利用促進と利用しやすい環境整備が必要です。



10年後の姿

■ 路線バスが充実し、また、周辺市と連携した巡回バスの充実により、公共交通が利用しやすいまちになっています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
バスなどの公共交通機関の整備に満足している町民の割合	%	15.8	21.6	26.0
巡回バス利用人数	人	127,688	140,000	154,000

施策の体系

- 公共交通の利便性を高める ————— (1) 巡回バスの充実と公共交通の利用促進
 (2) 近隣市との連携、広域的な交通手段の充実

施策の展開方向

(1) 巡回バスの充実と公共交通の利用促進

【拡充】

- ◇ 町民ニーズを正確に把握し、路線延長・変更等を行い、サービスの向上を図ります。★
- ◇ 地域公共交通会議を活用し、利用しやすい環境づくりを推進します。★
- ◇ バス及びバス施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を促進します。
- ◇ 公共交通の利用を促進するため、車に頼らないライフスタイルへの転換やエコ通勤などを普及・啓発します。

(2) 近隣市との連携、広域的な交通手段の充実

【拡充】

- ◇ 公共交通機関を活用し、近隣市との連携の充実を図ります。★
- ◇ 法定協議会を活用し、広域的な交通手段の充実を図ります。★

協働によるまちづくりの考え方

町民と行政、関係機関が、情報、課題、計画、目標等を共有し、協力して、地域公共交通の活性化・広域化について総合的に地域公共交通総合連携計画を策定し、実施します。

町民の行動指針

- ◇ 地域の足の確保を地域で協議します。
- ◇ 公共交通機関を積極的に利用します。

行政の行動指針

- ◇ 公共交通の活性化・広域化の施策について、東郷町地域公共交通総合連携計画を策定し、実施します。

関連計画

- ◆ 東郷町地域公共交通総合連携計画

用語解説

^{注1} デマンドバス：利用者のデマンド（需要、要求）に合わせて基本路線の外の迂回路線を経由する路線バス運行形態。

V 産業が活性化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

8

安定した水道の供給と下水の的確な処理を進める

安定した水道の供給と下水の的確な処理を目指し、愛中部水道企業団等との連携により上水道の安定確保とおいしく安全な水の提供を進めるとともに、下水道事業の効率化のもとで境川流域下水道事業などを進めます。

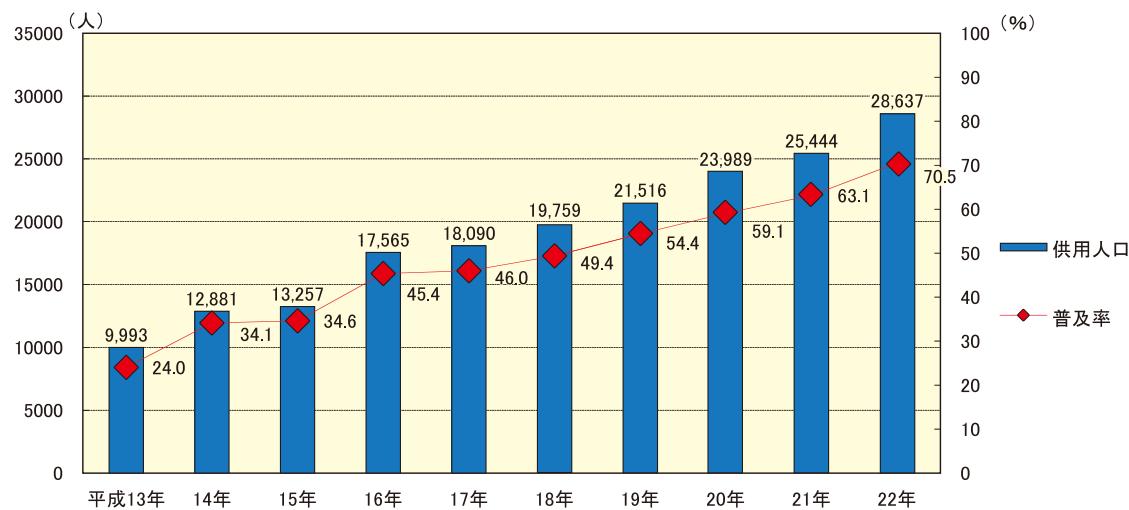
現状・課題

本町の下水道事業は平成21年度末現在の普及率が約70%となっており、約9,100世帯で利用されています。市街化区域内の下水道整備を実施し、整備完了後に順次下水道の供用開始を行っています。

現在、町民への情報提供を行い、下水道への切り替え、水洗化を速やかに行っていただくことが課題となっています。また、維持管理についても管・施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減していくことが重要です。

上水道については、3市2町で構成する愛中部水道企業団で広域水道事業として実施しています。節水型社会の進展により水需要に伸び悩みがある中でも老朽施設の適切な更新やライフライン機能強化も必要となります。また、水源林保全のための森林整備事業も併せて行っています。これらの事業を推進していくため、アクア・シンフォニー計画^{注1}に掲げる事業を進めています。

■下水道の状況



10年後の姿

- 町民の理解のもと、下水道への接続率が向上し、適切な処理が行われています。
- 市街化区域の下水道整備も完了し、衛生的で快適なくらしを体感できるまちとなっています。
- アクア・シンフォニー計画を推進することにより上水道の安定供給が可能となっています。

目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
下水道の整備に満足している町民の割合	%	38.8	44.0	49.0
水洗化率 ^{注2}	%	84.3	85.0	90.0
公共下水道供用面積（市街化区域）	ha	440.4	501.3	516.0

施策の体系

- 安定した水道の供給と下水の的確な処理を進める
- (1) 水洗化の推進
 - (2) 市街化区域の下水道整備
 - (3) 下水道の維持管理
 - (4) 上水道の安定供給

施策の展開方向

(1) 水洗化の推進

【拡充】

- ◇ 供用区域の水洗化率向上のため、啓発活動を推進します。★

(2) 市街化区域の下水道整備

【継続】

- ◇ 下水道未整備地区を解消し、下水道を利用できる環境整備を促進します。

(3) 下水道の維持管理

【新規】

- ◇ 長寿命化計画に基づき耐用年数を考慮に入れた計画を策定し、実施します。

(4) 上水道の安定供給

【継続】

- ◇ 愛知中部水道企業団に対し、老朽施設の更新や耐震補強整備を要請します。
- ◇ おいしく安全な水を安定供給していくため、アクア・シンフォニー計画を推進します。

協働によるまちづくりの考え方

行政側から積極的なPRを行うことにより、町民に上下水道への関心を持ってもらいます。下水道においては水洗化を進め、生活環境の向上を目指します。上水道においては、日常生活に欠かすことのできない清潔で豊富低廉な水の安定供給を将来にわたって確保することが重要な使命です。この使命を達成するため、協働により「水源から蛇口までみんなに気持ちいい水道」づくりを進めます。

町民の行動指針

- ◇ 下水道の重要性について理解し、地域全体で下水道への接続を積極的に進めます。
- ◇ 水源環境保全のための植樹活動に参加します。
- ◇ 水の大切さを認識し、節水に努めます。

行政の行動指針

- ◇ 水洗化PR活動の充実を図ります。
- ◇ 水源地の環境保全を目的とした上下流交流事業を促進します。
- ◇ 限りある資源として水の大切さを啓発します。

関連計画

- ◆ 境川流域関連公共下水道事業基本計画
- ◆ アクア・シンフォニー計画

用語解説

^{注1} アクア・シンフォニー計画：愛知中部水道企業団が、給水区域3市2町の水道事業の将来ビジョンを達成するため、その目標及び施策を体系化し、推進計画を明らかにすることをねらいとして策定したもの。

^{注2} 水洗化率：下水道の供用が始まっている地区内で下水道に接続している人口の割合を表すもので、下水道接続人口÷下水道供用地区内人口×100で算出する。